



国 土 動 第 8 5 号
平成 28 年 1 月 27 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくためには、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが重要である。

このため、宅地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ 11 種類の図書の交付が義務づけられている（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 103 条第 1 項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 102 条）ところ、今般、この 11 種類の図書の内容を明らかにした（「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 103 条第 1 項に規定する設計に関する図書について」（平成 28 年 1 月 27 日国土動指第 72 号。別紙 1））。

これを踏まえ、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成 13 年国総動発第 3 号）について別紙 2 のように改正を行い、平成 28 年 1 月 27 日に施行する。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

國土動指第 72 号
平成 28 年 12 月 27 日

関係業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 103 条第 1 項に規定する
設計に関する図書について（通知）

マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくためには、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが重要である。

このため、宅地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ 11 種類の図書の交付が義務づけられている（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 103 条第 1 項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 102 条）。

下記のとおり、11 種類の図書の内容を明らかにするので、貴団体会員に周知をされたい。

記

1. 11 種類の図書は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査に用いた、付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書と同じもの、並びに建築基準法第 2 条第 12 号に規定する設計図書の一部として作成する仕様書とする。なお、地盤に関する情報は、構造計算書に含まれるものである。
2. 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 2 に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合には、当該変更内容を明確にする措置を講じるものとする。

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係について</p> <p>宅地建物取引業者は、新築マンションの分譲に際し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第一百三十三条第一項の規定により、同法施行規則第百二条に定める<u>十一種類の図書</u>を当該マンションの管理等に対し交付することとされている。</p> <p>この場合において、<u>図書の内容は次のとおり</u>であるので留意すること。</p> <p>(1) <u>十一種類の図書は、建築基準法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による完了検査に要した付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書と同一の内容のもの並びに同法第二条第十二号に規定する設計図書の一部として作成する仕様書とする。</u></p> <p>(2) <u>建築基準法施行規則第三条の二に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合には、当該変更内容を明確にする措置を講じるものとする。</u></p>	<p>その他の留意すべき事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係について</p> <p>宅地建物取引業者は、新築マンションの分譲に際し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第一百三十三条第一項の規定により、同法施行規則第百二条に定める図書を当該マンションの管理等に対し交付することとされている。この場合において、<u>交付すべき図書に該当するか否か</u>については、<u>図書の形式的な名称に関わらず、記載されている内容により判断する必要がある</u>ので留意すること。<u>また、他の資料の内容を当該図書に引用している場合はその引用部分はその引用部分を併せて交付すること。</u></p>